

建築基準法の見直しに関する検討会取りまとめ（座長案）
に対する意見について

平成22年10月19日

東條隆郎、細澤治、三栖邦博、峰政克義

【意見1】P2.の「②構造計算適合性判定制度の実施方法について」

○座長案 P2 の同項目の4行目と5行目の間に「一方、確認検査機関（特定行政庁）と適判機関がダブルチェックではなく、役割分担してのチェックが行われている実態があることが判明した。」を追加記述されたい。

（理由）本検討会の依頼により、国交省が特定行政庁に対して、確認と適判に係る業務の実態を調査したところ、確認検査機関である多くの特定行政庁では、適判に係る業務に関する十分な審査能力をもたず、適判機関がその役割を補完する関係となっていることが判明したことを明らかにすべきである。

【意見2】P4.の「(3) 厳罰化について」

○座長案 P4 の同項目6行目にある「資格者の資質を確保する仕組みを強化」を「建築士・建築士事務所の資質の維持向上、業務の進歩・適正化を図る仕組みを強化」と修正していただきたい。

（理由）先般の法改正により、建築士事務所の業務の適正化のための規定（建築主に対する契約に関する重要事項の説明、業務の再委託制限、業務の年次報告書の提出義務、建築士事務所の業務に関する建築主等からの苦情の解決に関する規定など）が設けられた。このように建築士ばかりでなく建築士事務所についても資質の維持向上、業務の進歩・適正化が必要であり、座長案にあるような資格者だけの資質の確保だけでは不十分である。このことはこれまでも意見の中で述べているところである。

【意見3】P6の「3 おわりに」

①座長案 P6 の同項目の5行目の「強く求める。」の後に「これらの検討課題以外のその他の課題についても委員から多くの意見が提起されているが、十分な制度的検討等がなされおらず、引続き検討を行うことを求める。」を付け加えていただきたい。

②座長案 P6 の同項目の14行目の「建築基準法を抜本的見直し」を「これらの抜本的見直し」と、また、16行目の「建築基準法を抜本的に見直すためには」を「抜本的な見直しのためには」と修正としていただきたい。

（理由）

①委員会当初の馬淵副大臣（当時）の挨拶にもあったとおり、3つの課題以外についても、

これらに限定せず、広く議論するというところでスタートしており、しかも座長案の P4 の下から 10 行目にあるようにこれらの課題について触れ、「引続き検討が必要」とされている。したがって、このことを終わりにのなかで明記すべきである。

②14 行目の文脈から、抜本的に見直す必要がある法令は、建築基準法のみならず、「建築基準法をはじめとする法体系」であることから、「これらの抜本的見直し」とすることが適切と考える。また、16 行目についても、同様の趣旨から、修正が必要と考える。